

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次  
◇監査公告 昭和二十七年年度にかかる米子児童相談所  
外五箇所定期監査の結果

## 監査公告

### 監査公告第九十一号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和二十七年年度にかかる各児童相談所及び児童福祉施設の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和二十八年六月二十三日

鳥取県監査委員	岸 本 政 嘉
”	木 南 貞 治
”	加 藤 定 治
”	角 田 健 太 郎

### 監査執行箇所 執行年月日

米子児童相談所	昭和二十八年二月十八日
獎徳学校	二月十九日
皆成学園	三月二日
鳥取中央児童相談所倉吉支所	”
鳥取中央児童相談所	三月十一日
積善学園	”

米子児童相談所 昭和二十八年二月十九日監査

監査委員	岸 本 政 嘉
”	前 田 玄 一
”	木 南 貞 治

### 監査概況

一 本所は児童憲章の趣旨に副い児童に関する諸般の問題について相談に応じ、亦、医学、心理学、社会学、精神衛生学等専門的な判定及び指導を管掌しており所長以下職員七名で運営は順調と認めた。

二 当所は発足以來満四年を経過し現在一般よりの理解、

関心を得軌道に乗つたようである。特に管下警察、公安官、家庭裁判所、福祉事務所等との連絡が円滑にされており結構と認めた。

三 管内学校よりの利用相談と家庭よりの相談が増加しつつある事は欣ばしい。しかし総体的に父兄側は外部に相談を出すことを欲しない憾があるので、啓蒙に積極的努力を望む。特に管内には弓浜地区の社会環境と児童の不良化が懸念されるので相談指導に一層の努力と配意を希望する。

四 管下に里親登録一六名 委託児童一三名あるが低調のようである。特に日野郡内に全々ない現状は考究すべきであり一般の啓蒙と開拓が必要と認める。なお委託する際里親教育の万全を期するは勿論であるが、委託児童の厳選も留意すべきであろう。

五 経理その他事務処理状況は順調と認めたが左の点留意されたい。  
(1) 一時保護児童を他府県の相談所に転送する際記録を爲すべきである。なお到着通知を徴していないの

で将来注意すること  
(2) 立替払(電報、移送、運賃)が事後伺となつてゐる、事前に伺うべきである

奨 徳 学 校 昭和二十八年二月十九日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

前 田 玄 一

木 南 貞 治

監査概況

一 本校は児童福祉法に規定する県下教護施設唯一のものであり、現在七十一名(男子六三、女子八)の不幸な児童を收容し校長以下職員は熱意を持って日夜努力し、医学的処置、家庭教育、学科教育、職業教育等教護に努めており労苦を多とする。

二 永年の懸案であつた建物施設の改築、整備については本館(二階建一棟一六五、四四)炊事場(一棟一六、五坪)を夫々増築しな若六十五名の定員を八十四名に増員したことは結構である。しかし現收容人員に比し

十三名の收容余力を持つていたので各相談所と連けし早期の收容に盡力するよう希望する。

三 最近五ヶ年間の入校児童数は一六一名で退所は一二二名である。一部児童には相当長期間教護しており該施設は不良児の中相当強度な者のみを收容すると云つた傾向がないでもない。しかし收容余力もあるので教護思想の普及徹底によりでき得る限り早期発見に努め不良化の恐ある者は收容し短期教護を考慮すべきであらう、再考を望む。

四 本校は收容児童本位の学級を編成しているも一面学校教育法に基づく学科教育をなすべく相当苦慮し教護に努めており欣ばしいが学習用具、参考図書の不不足と運動娯楽設備の充実に訴えている。又米子医大の援助により医療措置しているが手当も少額に失するので関係課の配意を望みたい。

五 收容児童に対する職業教育として印刷、農耕、花卉園芸、木竹工、窯業、和洋裁等各種作業により勤勞意欲を養成するよう心掛けており結構なことと認めた。

しかし器具施設とも貧弱であり印刷に必要な活字の不足とともに用紙にも困つてゐるようであるので此れ亦主管課の再考を望む。

六 農耕教育として農業実習地三反八畝(畑一反五畝、田二反三畝)を耕作し生産物は総て給食に賄はれてゐるが、しかしこれが肥料は糞尿にて間に合はせてゐる。なお收容児童の九十パーセントが蛔虫の保菌者であるのは甚だ遺憾であり至急これが対策をなし便所の改良又は糞尿溜等をなすべきであらう。

七 毎監査の都度指摘要望してゐる事であるが、防火対策として軽便消火器四個程度を備え付けてゐるが、有効年数も過ぎており不十分である。收容児童は特殊な者であり又校舎も新築した機会でもあるので、プール兼用の水槽を築造する等強力なる対処が緊要と認める。

八 経理その他一般事務処理は適正と認めたが、給食関係の物品交付出納記録が不十分であり献立表と実施表が相違してゐる。極力献立により給食するよう心掛くべきである。

皆成学園 昭和二十八年三月二日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

前田 玄 一

木南 貞 治

監査概況

一 本学園は精神薄弱児の保護育英施設で、知的欠陥、知能の低劣と云つた児童五六名(男子四一、女子一五)を收容し園長以下職員は生活を共にしながら寝食を忘れて学科、職業、治療とそれら個性の伸展を図るべく養育に努力しており労苦は並々ならぬものがあると認めその労を多とする。

二 本園は奨徳学校と同様收容児童は長期間同園に於いて直接教育を施しており、開園以來延七〇名の入園に対し僅か一四名を退園させている。教育については特に職業補導に重点をおき自立自治に必要な知識技能を与え入園者の更新に努力を望む。

三 職業教育で児童の能力を個性に応じた科目を通じ自力自営の素地を培養するよう農芸、畜産、木竹工、和

洋裁等を通じ指導の万全に努めているが、就中、中小家畜の飼育は健康的にして児童に適した指導科目と認め推奨したいので、種畜場等と連れいし導入推進に努めるべく主管課として格別の援助と配慮が肝要である。

四 前述の如く收容児童は基礎的能力の修得が不得意で適応性を失つており一般学校の教科学習と異り指導計画が重要事で担任者の苦慮する所以でもある。又、医学的治療教育として米子医大の援助により脳下垂体移植、プルタミン酸注射等処置している。しかし遠隔地のため職員により引卒治療となり、これ又必配なことと思料する。この際間違のないよう留意を望む。

五 食堂は二階の一室を使用しているようであるが、異常児の事でもあり階下に設置すべきが適当と認められた。しかし階下は寝室等に使用しており余裕がないので別棟を増築する等当局の考慮を望む。

六 昭和二十七年十月浴場天井より発火した際早期発見により一部焼失した程度で大事に至らず結構であつた一面、職員処置の万全と共にプール兼用水池の効果も

亦大であつた。尙、原因は煙突の不備によるようであつたが、設計監督の徹底が肝要であり専門技術者の年一回程度の実施診断することも必要であらう。

七 経理その他一般事務の処理は適確にして良好と認められた。

中央児童相談所倉吉支所 昭和二十八年三月二日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

山 上 鈴 鏡

前 田 玄 一

木 南 貞 治

監査概況

一 当所は昨年二月中央児童相談所支所として設置され東伯郡一円の業務を担当、新発足したのであるが、所長以下三名の過少人員であらゆる児童問題の相談指導、善後措置並びに児童の不良化防止等関係諸機関の協力を得て児童福祉の増進に漸次功績を挙げつゝあるものと認められた。

二 開設当初は一般社会の認識も薄くその活動も不活潑のようであるが、児童福祉思想の啓蒙普及、青少年問題対策協議会、少年育成協議会、保育研究協議会等の開催、問題児の相談補導、長期欠席児童の解消等に努力し運営も円滑になりつゝあるが現状は人員の過少、経費の僅少等により実効を減殺する憾がないでもない。これが原因として次の事項が指摘されるので当局並びに主管課の考究配慮が必要である。

- (1) 当所は所長以下三名で庶務、相談、指導、調査、判定等同一人が数種の事務、業務を担当しているため緊急事務処理に追はれ遅延する傾向にあり、二十七年年度受理件数一二三件中三三件未完了となつてゐる。福祉司、必理判定員等の任命配置が必要である。
- (2) 児童相談業務は関係者の来訪と共に出張調査指導が肝要であるが、職員の過少と共に出張旅費僅少にして制約を受け勢い呼び出し調査となる。

(3) 児童福祉思想昂揚、不良化防止対策等講習会、座談会等の要請による出席の際主催者側に旅費の負担

を依頼している。

(4) 定期的巡回相談、潜在問題児の早期発見が意の如くならず通告来訪等による調査指導に終る場合が多

三 当所は前述の如く支所として新発足したのであるが、権限は中央児童相談所にあり一々書類を送付し決定を得て人退所させるため事務が遅延し延いては電話照覆等不要の経費支出となる。当支所に対し権限委譲すると共に人員経費を増配し名実共に分離独立させ運営の万全を期せしめるが適策と認め、当局の配意と英断を切望する。

四 知能、性能、適正検査用具等鑑別器具は不十分ながら一応整っており、相談指導には事欠かぬものと認め、しかし現在一時保護所がないため里親委託として、本所業務遂行上支障があるので併設する等考慮を望む。

五 庶務並びに一般事務の処理は概ね良好と認め、亦、出納経理は本所で実施しているため当所は内示により

補助簿を作成している程度でありこれ亦適正に処理しているものと認め、

中央児童相談所 昭和二十八年三月十一日 監査

監査委員 木南貞治

前田玄一

監査概況

一 本所は、児童福祉法に基き、児童の教育、智能性格等各種問題の相談指導すべく、昭和二十三年創設し滿五年を経過したが、最近漸く当所の存在が一般より認められ科学機能を利用する趨勢にあることは欣ばしい。なお、所長以下職員は専心業務に従事し円滑な運営に努力していることを認めた。

二 当所二十七年(一月現在)相談件数四七六件は相当複雑化し、措置に長時間を要し、取扱の労苦は想像以上のものと思料するも七〇件の未完結があり努力に対する効果が十分に挙つていない憾がある。毎所要望する事項であるが、人員、諸経費の過少が影響するも

のと思はれ関係当局の努力を促したい。

三 児童相談及び判定等は特殊業務で学理的研究と臨床調査の一貫した専門的基礎理論の探究が肝要である。

四 当所は管下警察、公安官、家裁、学校等諸官庁との連絡が不十分の見受けられる。即ち各機関とも個々別々に処理する傾向が強くなり児童本来の福祉に悖る場合が多いものと認む。なお、経費不足のため折角の協議会が画餅に帰しているが実施に努め各機関の協力を得て積極的運営を図るべきが肝要である。

五 当所業務は特殊技術を必要とし内容も複雑多岐に亘つて一般的に消極的にして受動的運営に陥る嫌がある。即ちこれが原因として前述の如く経費の不足もあるが、更に陣容の弱体があり就中休職者一名を持

つていことは遺憾である。当局としても心理判定員、精神鑑定員等専門的知識と経験を有する人材の配置を考究されたい。

六 昨年監査に指摘要望した事項であるが、一時保護所の衣類、寝具が不十分で図書並びに娯楽器具は全然なく早急配意が必要である。

七 出納経理その他一般事務の処理状況は概ね適正と認め、

積善学園 昭和二十八年三月十一日 監査

監査委員 木南貞治

監査概況

一 本学園は創立以来五ヶ年を経過し漸く職員の内定も充実し施設の拡充も見透しがつき漸次内容の充実が図られつゝある矢先昨年四月鳥取大火に類焼を受け全施設を焼失したが收容児童を全員無事退避させたことは不幸中の幸であると共に突発的不慮に直面し身体不自由な盲ろう、あ、児童を誘導避難させた園長以下職員の内

苦に対し敬意を表する。

二 昭和二十七年度は応急措置として盲児を県立鳥取西高校にそれ／＼分散收容し文字通り困苦に耐え不自由を克服し業務を継続しておりその処理状況は概ね適切と認めた。なお関係当局の積極的な配慮により旧練兵場跡敷地一、〇六六坪に鉄筋コンクリート二階建総工費一千七百七十五万円を以つて建設中であり近く竣工の運びとなつてゐることは同慶に堪えない。

三 現在児童定員一一六名に対し一〇六名(ろ、う、あ、児八二名、盲児二四名)を收容しているが此の中には法対象外一六名(盲一〇名、ろ、う、あ、児六名)が含まれており、年次増加の傾向にあり、本事業の完全なる運用に支障を來しているので法対象外の児童分離について当局の考究を要望する。

四 児童福祉法第四十三条に「盲ろ、う、あ、児施設は盲児又はろ、う、あ、児を入所させてこれを保護すると共に独立自活に必要な指導又は援助をする」とあり本園としても生活指導の強化徹底、学校教育に対しての援助等を積

極的に行つてゐるが独立自活と不離な関係にある職業補導については施設の不備、職員不足のため、生活指導を通し間接的に行つてゐる程度であるので新建築の完成と相まつて積極的な職業指導を行うよう要望する。

五 本学園職員定数一九名に対し現員一七名中二名の休職及び病欠があるが特に児童指導員、職業指導員の充実が緊要と認めるので当局において考慮されたい。

六 経理その他事務の処理については左記の点改善或いは留意されたい。

- (1) 職員旅費、移送旅費の支出に当り年度当初より混同経理してゐるのは妥当でない。又需要費中物品の支出費目を誤つてゐるものがある。
- (2) 入園児童の父兄及び学園関係者の供食に際し弁償金を徴しているも、喫食単価を検討されたい。
- (3) 措置表の措置人員と在園数と不突合である。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取縣鳥取市東町 取 縣  
鳥取縣鳥取市東町 取 縣  
鳥取縣鳥取市東町 取 縣  
鳥取縣鳥取市東町 取 縣